川崎市消防吏員防火衣等に関する規程

平成１３年３月３０日

消防局訓令第６号

【最終改正　令和元年１０月１６日消防局訓令第５号】

（趣旨）

第１条　この規程は、川崎市消防吏員服制等に関する規則（昭和５８年川崎市規則第４８号。以下「規則」という。）第２条第２項及び第１０条の規定に基づき、防火衣及び防火帽（以下「防火衣等」という。）に係る制式並びに着用基準を定めるとともに、管理に関する必要な事項を定めるものとする。

（制式）

第２条　規則第２条第２項に規定する服制の制式のうち防火衣等に関する制式は、別表のとおりとする。

（着用基準）

第３条　消防吏員が警防活動に従事するときは、別に定める場合を除き、防火衣等を着用しなければならない。

（運用）

第４条　防火衣等の運用に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

（委任）

第５条　この規程の実施に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月１２日消防局訓令第２号）

この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月１８日消防局訓令第５号）

この訓令は、平成２３年４月１日から施行する。

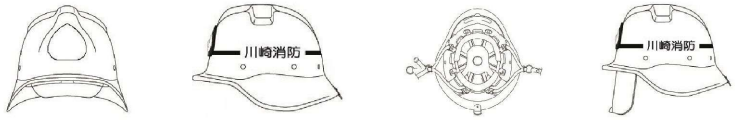
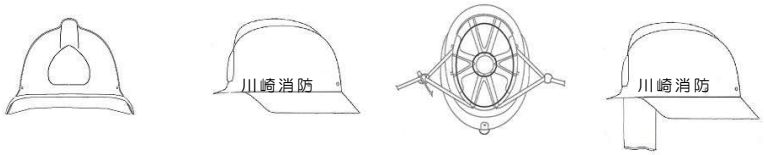
附　則（平成２８年２月２日消防局訓令第１号）

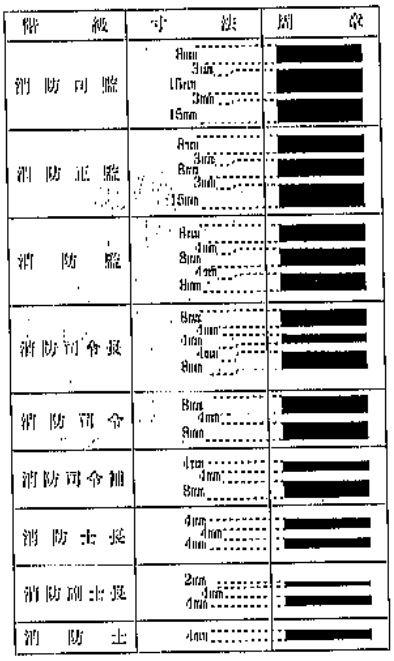
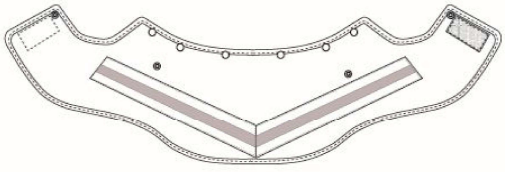
この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

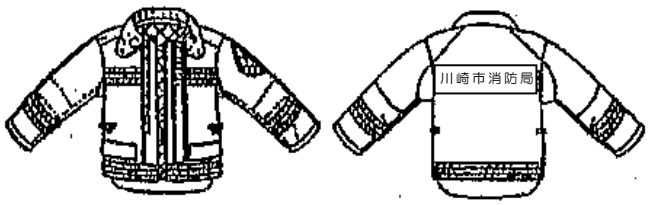
附　則（令和元年１０月１６日消防局訓令第５号）

この訓令は、令和元年１２月１日から施行する。

別表（第２条関係）

<table>
<tr><td rowspan="4">防火帽</td><td rowspan="4">帽体</td><td>色及び地質</td><td colspan="2">銀色又は白色の強化合成樹脂とする。</td></tr>
<tr><td>制　式</td><td colspan="2">かぶと型とし、内部に頭部の震動を防ぐ装置及び顔面保護板を取り付ける。</td></tr>
<tr><td></td><td>A</td><td>前　面　側　面　裏　面　額面保護板
</td></tr>
<tr><td></td><td>B</td><td>前　面　側　面　裏　面　額面保護板
</td></tr>
<tr><td>き　章</td><td colspan="2">**樹脂製消防章**とする。
</td></tr>
</table>

		周　章	帽のまわりに１条ないし３条の赤色反射線を巻くものとする。 
	しころ	色及び地質	紺色又はオレンジ色の耐熱性防水布とする。
		制　式	取り付け金具により帽体に付着させるものとし、前面は、両眼で視認できる部分を除き閉じることができるものとする。 
防火衣	上衣	色及び地質	防火帽のしころと同様とする。

		制　式	折り襟、セミラグランそでの半コートとし、左右にふた付きポケットを付ける。 前　面　　後　面 
	ズボン	色及び地質	防火帽のしころと同様とする。
		制　式	サスペンダー付きの長ズボンとし、両もも左右に各１個ふた付きポケットを付ける。 前　面　　後　面 